

## 令和3年第1回紋別市議会定例会会議録（第4日）

### 1 開催日時

令和3年（2021年）3月10日（水）

開議 午前10時0分

### 2 議事日程

- 日程第1 議案第1号 令和3年度紋別市一般会計予算  
議案第2号 令和3年度紋別市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第3号 令和3年度紋別市港湾埋立事業特別会計予算  
議案第4号 令和3年度紋別市簡易水道事業特別会計予算  
議案第5号 令和3年度紋別市交通災害共済事業特別会計予算  
議案第6号 令和3年度紋別市土地取得事業特別会計予算  
議案第7号 令和3年度紋別市営農飲雑用水道事業特別会計予算  
議案第8号 令和3年度紋別市介護保険事業特別会計予算  
議案第9号 令和3年度紋別市後期高齢者医療事業特別会計予算  
議案第10号 令和3年度紋別市水道事業会計予算  
議案第11号 令和3年度紋別市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和2年度紋別市一般会計補正予算（第17号）  
議案第13号 令和2年度紋別市港湾埋立事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第14号 令和2年度紋別市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第15号 令和2年度紋別市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第16号 令和2年度紋別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第17号 令和2年度紋別市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第18号 令和2年度紋別市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第19号 令和2年度紋別市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第20号 紋別市議会議員及び紋別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
議案第21号 紋別市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第22号 紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について  
議案第24号 紋別市基金条例の一部改正について  
議案第25号 紋別市子ども医療費給付に関する条例の一部改正について

議案第26号 紋別市介護保険条例及び紋別市国民健康保険条例の一部改正について

議案第27号 紋別市介護保険条例の一部改正について

議案第28号 紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第29号 紋別市合葬墓条例の制定について

### 3 出席議員（14名）

議 長	飯 田 弘 明 君	副議長	鈴 木 敏 弘 君
1 番	山 崎 彰 則 君	2 番	保 村 幸 二 君
4 番	橘 有 三 君	5 番	梶 川 友 子 君
6 番	野 村 淳 一 君	8 番	田 中 勝 彦 君
9 番	喜 多 俊 晴 君	10番	宮 川 正 己 君
12番	加 藤 裕 貴 君	13番	青 木 邦 雄 君
14番	石 田 久 就 君	15番	阿 部 秀 明 君

### 4 欠席議員（なし）

### 5 説明員

市 長	宮 川 良 一 君	副 市 長	鈴 木 英 樹 君
総 務 部 長	牧 野 昌 教 君	市民生活部長	若 原 喜 直 君
兼特別定額給付金対策室長			
兼新庁舎建設準備室長			
市民生活部次長	大 月 茂 君	保健福祉部長	富 樫 豪 志 君
		兼新型コロナウイルス対策推進室長	
建 設 部 長	加 川 安 明 君	水 道 部 長	徳 正 修 一 君
兼ガリノコ号建造推進室長			
兼新庁舎建設準備室次長			
兼まちづくり整備推進室次長			
国際交流推進室長	高 橋 信 好 君	庶 務 課 長	小 林 昌 史 君
		兼特別定額給付金対策室参事	
		兼新庁舎建設準備室参事	
財 政 課 長	鈴 木 保 智 君	企 画 調 整 課 長	竹 本 幸 孝 君
兼新庁舎建設準備室参事			
庶務課庶務係長	中 野 弘 貴 君		

兼新庁舎建設準備室副参事

○教育委員会

教 育 長 堀 籠 康 行 君

○監 査 委 員 村 井 毅 君

6 議会事務局出席職員

事 務 局 長 黒 木 主 税 君

事 務 局 次 長 細 川 貴 志 君

議 事 係 長 川 勝 亜 樹 子 君

議 事 係 上 森 香 純 君

午前10時0分 開議

○議長（飯田弘明君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の出席議員数は14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより前日に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、2番保村幸二君、5番梶川友子さんの兩名を指名いたします。

ここで、事務局職員より諸般の報告をいたさせます。

議事係長。

○議事係長（川勝亜樹子君） ご報告を申し上げます。

まず、本日の配付文書でございますが、本日の議事日程、議案付託表を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田弘明君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、議案第1号ないし議案第29号を一括議題といたします。

本案について一括提出者の説明を求めます。

牧野総務部長。

○総務部長（牧野昌教君）（登壇） それでは、今議会に上程されました議案第1号ないし議案第29号について、提案理由の大綱をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号をお開き願います。

令和3年度紋別市一般会計予算であります。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ286億2,312万3,000円に定めようとするほか、第2条では債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第4条では一時借入金の借入れの最高額を35億円に定めようとするものであります。

次に、議案第2号をお開き願います。

令和3年度紋別市国民健康保険事業特別会計予算であります。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,615万1,000円に定めようとするほか、第2条では一時借入金の借入れの最高額を3億円に定めようとするものであります。

次に、議案第3号をお開き願います。

令和3年度紋別市港湾埋立事業特別会計予算であります。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,065万4,000円に定めようとするほか、第2条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第3条では一時借入金の借入れの最高額を5,000万円に定めようとするものであります。

次に、議案第4号をお開き願います。

令和3年度紋別市簡易水道事業特別会計予算であります。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,342万2,000円に定めようとするほか、第2条では地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

次に、議案第5号をお開き願います。

令和3年度紋別市交通災害共済事業特別会計予算であります。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,670万円に定めようとするものであります。

次に、議案第6号をお開き願います。

令和3年度紋別市土地取得事業特別会計予算であります。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,146万6,000円に定めようとするものであります。

次に、議案第7号をお開き願います。

令和3年度紋別市営農飲雑用水道事業特別会計予算であります。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,471万8,000円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号をお開き願います。

令和3年度紋別市介護保険事業特別会計予算であります。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億578万7,000円に定めようとするほか、第2条では債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条では一時借入金の借入れの最高額を3億円に定めようとするものであります。

次に、議案第9号をお開き願います。

令和3年度紋別市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,954万2,000円に定めようとするものであります。

次に、議案第10号及び議案第11号につきましては、水道部長より後ほどご説明申し上げます。

続きまして、令和2年度各会計補正予算でございます。

それでは最初に、議案第12号をお開き願います。

令和2年度紋別市一般会計補正予算（第17号）であります。

第1条では、歳入歳出予算の総額に10億5,031万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ411億5,603万1,000円にしようとするほか、第2条では繰越明許費の追加を、第3条では債務負担行為の追加、変更を、第4条では地方債の変更をそれぞれ提案しているところでございます。

次に、議案第13号をお開き願います。

令和2年度紋別市港湾埋立事業特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条では歳入歳出予算の総額に39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,465万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第14号をお開き願います。

令和2年度紋別市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条で歳入予算において経費の振替を行うものであります。

次に、議案第15号をお開き願います。

令和2年度紋別市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条で歳入歳出予算の総額から3億2,231万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,497万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第16号をお開き願います。

令和2年度紋別市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条で歳入歳出予算の総額に495万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,750万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第17号をお開き願います。

令和2年度紋別市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条で歳入歳出予算の総額に943万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,486万円にしようとするものであります。

なお、次の議案第18号及び議案第19号につきましても、水道部長より後ほどご説明させていただきます。

続きまして、一般議案についてご説明させていただきます。

初めに、議案第20号をお開き願います。

紋別市議会議員及び紋別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、公職選挙法の一部改正により、市議会議員選挙における選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされたことに伴い、紋別市議会議員選挙における当該ビラの作成費用を公費負担とするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第21号をお開き願います。

紋別市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算定において、時間外勤務手当を支給する際の算定基礎として、寒冷地手当月額を含めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第22号をお開き願います。

紋別市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、新たに海外人材雇用推進員を会計年度任用職員として配置するに当たり、

その業務の特殊性から給与表の適用を受けない国際化推進員等と同等に規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第23号をお開き願います。

公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議案第24号をお開き願います。

紋別市基金条例の一部改正についてであります。

本案は、本市が実施する結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない総合的な支援を長期的に実現する財源として、ふるさと納税の寄附金を活用した基金を造成するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第25号をお開き願います。

紋別市子ども医療費給付に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、子育て世代へのさらなる支援として、医療費の給付の対象となる子どもを、原則、高校生までに拡大することで子どもに係る医療費の負担軽減を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第26号をお開き願います。

紋別市介護保険条例及び紋別市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義として引用する条項が削られたことから、新型コロナウイルス感染症の定義を新たに規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第27号をお開き願います。

紋別市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険事業計画の3年ごとの見直しに伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第28号をお開き願います。

紋別市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の人員、設備、運営等の基準を定める省令が一部改正されたことから、本市の条例に定める基準について見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第29号をお開き願います。

紋別市合葬墓条例の制定についてであります。

本案は、少子高齢化などの社会情勢の変化等について、墓地の継承や維持管理が困

難となる市民の増加が見込まれること並びに紋別墓園無縁納骨堂の収蔵能力の限界及び老朽化から、新たに市民の祭祀に係る公助のための施設として紋別市合葬墓を設置することに伴い、使用料その他必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（飯田弘明君） 次に、議案第10号、議案第11号、議案第18号及び議案第19号について説明を求めます。

徳正水道部長。

○水道部長（徳正修一君）（登壇） それでは、議案第10号、議案第11号及び議案第18号、議案第19号につきまして、提案理由の大綱をご説明申し上げます。

初めに、議案第10号令和3年度紋別市水道事業会計予算をお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。給水戸数は1万729戸、年間総給水量は445万3,620立方メートル、1日平均給水量は1万2,201立方メートルを予定しており、主要な建設改良事業は配水管整備事業であります。

次に、第3条の収益的収支の予定額であります。収入におきましては1款水道事業収益8億2,126万6,000円を見込み、支出におきましては1款水道事業費用7億8,999万5,000円を計上しております。

次に、第4条の資本的収支の予定額であります。収入におきましては1款資本的収入3億5,178万7,000円を見込み、支出におきましては1款資本的支出7億881万5,000円を計上しております。

なお、差引きで3億5,702万8,000円の資金不足が生じますが、その補填財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金をもって充てようとするものであります。

以下、第5条から第11条につきましては、ただいまご説明いたしました第3条予算及び第4条予算の関連議決事項であります。

第5条では債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第6条では起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第7条では、一時借入金の限度額を、第8条では、予定支出の各項の経費を流用することができる場合について定めようとするものであります。

また、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第10条では、棚卸資産の購入限度額を、第11条では、重要な資産の取得を定めようとするものであります。

続きまして、議案第11号令和3年度紋別市下水道事業会計予算をご覧願います。

第2条の業務の予定量であります。処理戸数は9,882戸、年間総処理水量は439万510立方メートル、1日平均処理水量は1万2,028立方メートルを予定しており、主要



な建設改良事業は、管渠整備事業、処理場整備事業であります。

次に、第3条の収益的収支の予定額であります。収入におきましては1款下水道事業収益12億8,965万円を見込み、支出におきましては1款下水道事業費用10億6,192万4,000円を計上しております。

次に、第4条の資本的収支の予定額であります。収入におきましては1款資本的収入4億7,308万9,000円を見込み、支出におきましては1款資本的支出10億5,013万3,000円を計上しております。

なお、差引きで5億7,704万4,000円の資金不足が生じますが、その補填財源といたしまして当年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金をもって充てようとするものであります。

以下、第5条から第11条につきましては、ただいまご説明いたしました第3条予算及び第4条予算の関連議決事項であります。

第5条では債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第6条では起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第7条では一時借入金の限度額を、第8条では予定支出の各項の経費を流用することができる場合について定めようとするものであります。

また、第9条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第10条では下水道事業費用等のため、一般会計から補助を受ける金額を、第11条では資本的支出不足額の補填財源として当年度利益剰余金の予定処分額を定めようとするものであります。

以上で令和3年度企業会計予算の説明を終わらせていただきますが、引き続き令和2年度補正予算についてご説明させていただきます。

議案第18号令和2年度紋別市水道事業会計補正予算（第2号）をお開き願います。

本案は、既決予算第3条で定めた収益的支出におきまして、収益的支出の既決予定額に281万8,000円を追加し、支出の総額を7億4,461万9,000円に、既決予算第4条で定めた資本的収入及び支出におきまして、資本的収入の既決予定額から1,219万8,000円を減額し、収入の総額を5億8,133万8,000円に、資本的支出の既決予定額から1,213万2,000円を減額し、支出の総額を9億3,996万4,000円にしようとするものであります。

また、既決予算第6条で定めた起債限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、議案第19号令和2年度紋別市下水道事業会計補正予算（第2号）をお開き願います。

本案は、既決予算第3条で定めた収益的支出におきまして、収益的支出の既決予定額に497万円を追加し、支出の総額を10億7,803万7,000円に、既決予算第4条で定めた資本的収入及び支出におきまして、資本的収入の既決予定額から5,637万5,000円を減額し、収入の総額を4億4,939万円に、資本的支出の既決予定額から5,789万9,000円を減額し、支出の総額を10億3,924万8,000円にしようとするものであります。

また、既決予算第6条で定めた起債限度額を、既決予算第11条で定めた当年度利益剰余金の処分額をそれぞれ変更しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（飯田弘明君） これより議案第1号ないし議案第29号について総括質疑を行います。

青木邦雄君。

○13番（青木邦雄君） 1点だけお尋ねします。

合葬墓がようやく整備されるということです。許可を得た人が納骨に行くことになるわけですが、納められたお骨をどのような流れで処理されるのでしょうか。

最終的には、マンホールといったら失礼ですが、そういうコンクリート製の穴に埋蔵することになるのでしょうか。

私たちが常任委員会で高松市の納骨合葬墓を見に行ったとき、そこではロッカーを並べており、20年ぐらい置いてから移すというやり方をしていたのです。当然、そこにはお花を上げる台もありました。

合葬墓でもお墓ですから、当然、お墓参りはありますよね。少なくとも、そのときの助けになるお花台などの設備もあったのですが、紋別市の合葬墓では、いきなりと僕は思っていないのですが、ある程度の期間を置いてから合葬墓の中に収納されるのか、それ以外の方法があるのか、その点、イメージがつかめないものですからお聞きします。

○議長（飯田弘明君） 清水環境生活課長。

○環境生活課長（清水博昭君） お答えいたします。

議員がご指摘のように、納骨施設にて、一定期間、遺骨を収蔵後、遺骨を合葬する形式のものがあるということは私どもも存じておまして、それについても一つの方法として検討しておりました。

一つとして、まず、納骨堂につきましては、市内の寺院12か所、12経営体に納骨許可を出しており、需給に不足がないことを確認しております。それから、納骨施設つきの合葬墓については、非常に事業費が高くなる傾向にあり、後年次の維持管理費もかかるということでした。

これらも踏まえ、本市におきましては、市民の祭祀の公助という趣旨に若干反するというか、使用料を高くせざるを得ないとなりますと、この趣旨から外れるのではないかと、道内で一般的である直接合葬、つまり、遺骨を骨箱から上げて、合葬墓に直接納める方式としたものでございます。

○議長（飯田弘明君） 青木邦雄君。

○13番（青木邦雄君） そういうことなのですね。私はそういうイメージを持っておりませんでした。

先ほども言ったように、合葬墓といっても、普通の人間の感情でいえば、7回忌とか13回忌ぐらいが終わるまではお墓参りも続くのではないだろうかと思ったのです。そのお墓参りに行ったとき、お骨そのものではなくても、その施設内で、例えば、手を合わせる場所もないのかをお聞きしたいのです。それに、感情的なことを考えましても、そういうものがないのはちょっとどうなのかなということですよ。

もう出来上がるものだから仕方はないのでしょうか。まして、3万円が高いとか云々も、新たにお墓を建てるとすれば、そんな金額では当然済まないわけですから、それにも納得するのですけれども、どういう議論の中で最終的にそうせざるを得なかったのか、もう少し教えていただきたいと思います。

○議長（飯田弘明君） 大月市民生活部次長。

○市民生活部次長（大月 茂君） お答えします。

まず、合葬墓に関し、青木議員のおっしゃられた合葬墓のハードのイメージについてです。

今の墓園の敷地内につくる予定ですが、遺族の方が来られたときのため、大体20平米ぐらいのスペースの中に石碑を置いておくとともに、花を手向ける台やベンチを設け、手を合わせるスペースをつくるなど、そういうことも配慮したハード的な整備をしようと思っております。

○議長（飯田弘明君） 青木邦雄君。

○13番（青木邦雄君） 例えば、お墓参りに行ったとき、自分のご先祖というか、関わりの人を特定してお墓参りをしますよね。誰でもいいというわけではないのです。

例えば、その人の俗名とか法名とか、死亡年月日も含めて、そういうものが記されたものというのとは何かを開いて見ることになるのか、そうしたものが貼ってあれば一番いいのですけれども、その考え方はどうでしょうか。

○議長（飯田弘明君） 清水環境生活課長。

○環境生活課長（清水博昭君） 今、議員のおっしゃったことは墓誌というものに相当するものです。

これについても、これまでの整備の事業の中で検討してきたのですけれども、こちらには墓誌を置くことは考えておらず、霊壘簿といいますか、埋蔵台帳の複本を合葬墓のお墓に奉納することでそれに代えたいと考えております。

○議長（飯田弘明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田弘明君） 以上で総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号ないし議案第19号については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯田弘明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし議案第19号については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、議案第20号ないし議案第29号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日から3月15日までの5日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯田弘明君) ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月15日までの5日間、休会することに決しました。

なお、再開は3月16日午前10時からであります。

当日は、定刻までにご参集を願います。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

午前10時28分 散会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員